3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県西伯郡伯耆町丸山字臼場ノ一　一五八〇の二、一五八二の二、字上後谷ノ一　一六二七の二、一六二八の二、一六二九、一六三〇の二、一六三〇の五、一六三〇の六、字朝日当一六三三の二、一六三四の二、一六三四の五、一六四五の二、一六四六の二、字中祖一六四七の二、字槙原下一五三二の三、一五三二の二五、一五三二の二六、一五三二の二八から一五三二の三二まで、久古字高平四七三の二、番原字大山渡瀬四一六から四一八まで、字大畑四四五から四四七まで、四五一の一、字箕ヶ滝六四七から六四九まで、六五〇の二、真野字下ノウネ六八、字垰ノ一　二〇二の二、字上リ口三三九の三、三三九の四、字新治林ノ一　二八一の三、字大才九二七の二、九二八、大原字条ガケ平二九の一、二九の三、二九の五、小町字前田下ノ一　四一、四二、四四、四八、字東山ノ内一一四七、一四八、一五〇、字前田上一五九の一、一六〇の一、字前田下二、三の六、四の一、五の一、二九、三一、三二、三四

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百六十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年八月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十三年八月二十六日から平成二十三年九月三日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三十号（平成二十三年八月五日発行）により通報

○東北地方整備局告示第百四十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社東北建築センター

二　住所

宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番十

三　代表者氏名

代表取締役　若生　裕俊

四　登録年月日

平成二十三年八月一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社東北建築センター　宮城県仙台市泉区泉中央三丁目二番十

○関東地方整備局告示第三百三十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録建築物調査機関の名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

二　住所

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目１２番３号

三　代表者氏名

代表理事　強瀬　良雄

四　登録年月日

平成二十三年七月二十五日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

一般財団法人さいたま住宅検査センター本部　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目１２番３号

一般財団法人さいたま住宅検査センター春日部事務所　埼玉県春日部市中央六丁目１番７号

一般財団法人さいたま住宅検査センター東京事務所　東京都武蔵野市中町一丁目１１番４号

○関東地方整備局告示第三百三十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録建築物調査機関の名称

一般社団法人日本マンション協会

二　住所

東京都中央区日本橋一丁目７番１２号

三　代表者氏名

代表理事　小木曽忠孝

四　登録年月日

平成二十三年七月二十五日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

一般社団法人日本マンション協会本部　東京都中央区日本橋一丁目７番１２号